

第7回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成18年12月5日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

金沢家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

東 隆真，金森俊朗，側垣二也，多田治夫，戸倉晴美（委員長代理），
長野規子，西村依子，沼田憲和，前田 優，水落徹男，安江 勤（委員長），
米井裕一，和田出静子

（五十音順，敬称略）

(2) ゲストスピーカー

竹内大明（少年事件担当裁判官）

(3) 事務担当者

岡田首席家庭裁判所調査官，宇野次席家庭裁判所調査官，中川首席書記官，
永井事務局長，横井総務課長，谷本総務課庶務係長

4 テーマ等

(1) テーマ

金沢家庭裁判所における少年事件の保護的措置の実情等について

*（参考）

保護的措置とは，家庭裁判所が少年の更生のために行う教育的措置をいう。

(2) 配布資料

ア 意見交換（少年事件）関係

① 少年保護事件処理概要図

② 少年事件における保護的措置について（レジュメ）

③ 少年事件関係研修会等講師派遣一覧表（平成17年度，同18年度）

④ 広報テーマ

・少年が非行を繰り返さないように～家庭裁判所における教育的な措置～
（平成17年1月広報テーマ）

- ・少年審判における被害者のための制度（同年8月広報テーマ）
- ・少年事件の処分について（平成18年1月広報テーマ）
- ・少年の事件で被害に遭われた方の声をお聞きしています（同年5月広報テーマ）
- ・家庭裁判所の補導委託制度（平成19年1月広報テーマ）

イ その他

- ① 「活発な裁判所委員会」調査結果
- ② 金沢家庭裁判所委員会の提言・提案に関する検討・達成状況

5 進行

- (1) 委員長代理開会あいさつ
- (2) 新任委員紹介，あいさつ
- (3) 委員長互選
安江委員を委員長に選任
- (4) 議事経過（●委員長，○委員，◎ゲストスピーカー，□事務担当者等）

ア 議事公開についての確認

- 今回、委員の大半が交代し、いわば新しい委員会が発足したということもありますので、まず最初に、本委員会の議事の公開についての取扱いを改めて確認してまいりたいと思います。第1回議事録を御参照いただきたいのですが、これまでは、①議事自体は、一般にも、報道機関にも、特に公開まではしない、②しかし、報道機関、具体的には、春秋記者クラブ加盟の各社には、当委員会による情報発信の一環として、冒頭の委員長あいさつまで、ビデオやカメラによる取材を許可し、委員会終了後に、委員長が記者会見を行い、議事の内容を説明する、③さらに、金沢家庭裁判所のホームページに議事の概要を掲載し、事後的に議事の内容を公表することとされてきました。このような取扱いを今後も継続するかどうかについて、何か御意見はありますでしょうか。
- マスコミの一員として意見を申し上げますと、原則的には、全面公開が筋だと考える一方、一委員という立場からは、自由闊達な意見交換を行っていくために、これまでの取扱いぐらいが妥当なのかなというふうにも考えています。

- 議事の公開については、いろいろな考え方があると思いますが、要は、方法論の問題であって、事後的にせよ、議事内容の公開がきちんと担保されているのであれば、これまでの運用で特に問題はないと考えます。
- 議事の内容を公表することも大切ですが、そもそもこのような委員会が開催されていること自体をもっと積極的にPRすることが大切だと思いますが、いかがでしょうか。
- 今回からは、春秋記者クラブ加盟社に対し、当委員会の開催期日を事前に通知するようにしまして、これまで以上に公開の趣旨を徹底するように配慮いたしました。そのため、本日も1社ほどですが、取材に来られています。
- それでは、特に御異存もないようですので、議事の公開については、ひとまずこれまでどおりの運用で行ってまいりたいと思います。なお、今後、もっと公開すべきとの御意見や逆の御意見等が出されましたら、その都度、方針を検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

イ 当庁における少年事件の保護的措置の実情等についての説明

- ① ビデオ上映「少年審判～少年の健全な育成のために」
- ② 少年保護事件の手続（首席書記官）
- ③ 当庁における保護的措置の実情等（次席家庭裁判所調査官）

ウ 意見交換

- 今までの説明を聞き、これまで家庭裁判所において、様々な保護的措置が行われてきたことがよく分かりましたが、実際のところ、その効果はどの程度のものなのでしょうか。
- ◎ 正直に申し上げて、全く響かない子もいます。しかし、例えば、交通講習後の感想文を読みますと、多くの子は、運転の危険性や命の大切さを実感したと書いており、全く効果がないわけではないと思います。家庭裁判所としては、目に見える効果がなくとも、希望を持って保護的措置を行っていくべきであると考えています。
- 本当に立ち直りたいと思っても、少年院を出た後も周囲の環境が以前のままとすることも多く、好ましくない友人関係がなかなか断ち切れず、再

び非行に陥ってしまうという子もいますね。

- 保護的措置を行っていく中で、そのような人間関係の在り方というか、人とどうやって交わっていくべきかを判断する力を培っていくことが必要ですが、とても難しいことですね。
- 周囲の大人たちが、かわいそうだ、不幸だという目で見えていることはありますか。
- 今の子どもたちの置かれた環境は、配布資料にもあった小学校3年生の女子の作文「チューインガム一つ」のような状況とは全く異なっています。この作文自体、非常に古典的なもので、今も保護的措置のツールとして利用されていると聞いて、ちょっと驚いているのですが。今の親たちは、この作文のように、子の万引きを知って泣くようなことはなく、かえって「払えばいいんでしょ。」と、開き直ってしまう。こういう親たちの中で、子どもたちが自分を見つめていく力をどうやって養っていくのかを考えていかなければならないと思います。私は、「関係性の認識」という言葉で表現しているのですが、子どもたち自身が、周囲との関係をどうやって育てていくのかを自覚させていくことが大切だと思っているのです。
- 子どもたちが、保護的措置の中で、自分の尊厳というか、自分をプラスの存在だと思える何かをつかみとってくればいいのですが。どうやったらそういう自己肯定感を与えることができるのか、もっと考えていきたいですね。
- さきほどの説明ですと、保護的措置の対象となる少年は、審判不開始や不処分の場合であって、そんなに重くない事件を起こした子ということですが、ある意味、そんなに問題のある子ではないということは、かえって保護的措置の効果が上がらないのではないかといった疑問が生ずるのですが。また、そういう子たちの洞察を深めさせていくためには、どんな措置が適当なのでしょう。
- ◎ どんな措置が適当なのか、正直に申し上げて、簡単には思い浮かばないところがあります。さきほども申し上げましたが、ぴんと来ない子が多い状況で、自宅に戻しても、なかなか自分のことをじっくりと考えることができない。少年鑑別所という自由にならない環境に置かれると、反省が深

まることが多いというのが実態です。

- 付添人の経験上、常に考えることですが、共犯者との関係性をどう乗り越えさせるかが一番の課題であると。少年と何度も面会をしながら、今度出たら二度と付き合わない、そのためにはどうしたらよいかということ、こちらから求めるのではなく、自分から気付いてもらうことが大切だと思っています。また、親の側に問題がある場合は、付添人という立場であっても、その親とけんかすることもあります。
- 保護司の経験から一言。少年に、「この友達と付き合うな。」と問い詰めてはだめ。この子には、その友達しかいないのですから。問い詰めれば、何も言ってくれなくなります。様子を見て、大人の側が察して、アドバイスしていくしかないと思っています。
- 保護的措置は、どのような段階に、どのような少年を対象として行うものなのでしょうか。
- ◎ 保護観察までは必要ないケースで、問題がある子ども、事の次第を軽く考えてほしくない子どもを対象にする場合がありますし、試験観察に付し、保護観察と少年院送致とのぎりぎりのライン上にいる子どもを対象にする場合もあります。後者の場合、少年院に送られるかもしれないというプレッシャーの中で、老人ホーム等でボランティアを行ってもらい、感謝される喜びや達成感等を味わってもらおうのですが、その効果は大きいと思っています。
- おっしゃるとおり、社会奉仕を体験する中での気付きは、とても大きな効果だと思います。
- 親子関係が疎遠で、寂しさを紛らわすために万引きを繰り返す子がいたのですが、施設の職員が一緒になって被害者に謝りに行く、一緒に罪を償ってくれる大人がいるという経験をした子は、その後の非行の改善に大きく役立ったようでした。しかし、親がいない子どもなど、周囲にこういう大人がいない場合は問題ですね。保護的措置は、こういうことを念頭に置き、様々な選択肢を用意していく必要があると思います。
- 警察などの司法機関に介入してもらうことも、保護的措置の選択肢というか、子どもを立ち直らせるための選択肢として十分に考えられると思っ

ています。「こういうことをしたら、こういう厳しい目に遭うんだ。」と気付かせることがよい方向に働くこともある、当事者以外の第三者の援助が必要な場合もあるということです。

- 保護的措置は軽微な事件を犯した少年が対象だということですが、犯罪類型に応じたものとなっているのでしょうか。
- ◎ 例えば、万引きをした少年を対象に行う講習会、いわゆる万引き講習では、被害者の利益を上げるための苦労や大変なことを書店やコンビニの店主の方に話してもらったりします。粗暴犯の場合は、被害者の受けたダメージを知ってもらうことが大切だと思いますので、どんなふうに伝えたらよいのか検討している最中です。
- 粗暴犯だけでなく、犯罪類型ごとに被害者のビデオ等を作成し、少年に見せることも一つの方法だと思いますが、いかがでしょうか。
- 万引き講習では、被害者の恨み辛みというよりも、100円の利益を上げるために、どれだけの手間や苦労があるのかという実態の話をしていただくことが多いと思います。被害者がどれだけ傷付いたかを知ってもらうことが大切で、裁判所としては、いわば被害者の生の声を伝えようとして保護的措置を行っているのだと言ってもよいと思います。
- 被害者サポートセンターに関わっていると、被害者は受けた恨みを晴らしたいと思っていることが多いため、自分とは直接関係ないにしろ、事件の加害者だった少年のために何で話してやらなければならないのかといった思いが強いように思いますね。保護的措置を有用なものとするためには、被害者にそういう思いを乗り越えてもらい、もっともっと生の声を少年たちに伝えていく必要があると思います。
- 話がちょっとずれるのですが、配布資料にある平成17年8月広報テーマを見ていて思ったことですが、例えば、「申出をすることができます。」といった表現に端的に現れているように、裁判所の少年事件における被害者のための制度は、本気で被害者のことを考えているようには感じられないのですが。結局は、犯罪を犯した少年のための制度であって、本気で被害者の声を聞こうとはしていない。

裁判所だけでなく、警察も同様です。もっと本気で被害者の声を聞いて

もらえば、建設的なことができるのではないのでしょうか。どこでもいいのですが、そのための窓口を是非設けてほしい。

- 今の子どもたちは、口だけではなかなか理解しないという面がありますね。裁判所は、調査の過程で、被害者に照会書を出し、気持ちを聞かせていただいた上、間接的ではありますが、被害者の声を少年に伝えるように配慮しています。被害者に審判に立ち会ってもらおうというのは、現時点では困難と言わざるを得ませんが、裁判所としては、被害者の声を反映させるために、現行法の範囲内で可能なことをできる限り行うように努めています。
- 裁判所の努力もさることながら、サポートセンターとしても、個々の事件の被害者だけでなく、一般的なサポートも考えていかなければならないですね。
- 少年の再非行を防止するためには、親自体も教育していく必要があると思います。ところで、さきほどの社会奉仕活動のことですが、少年と一緒にやってくれる親はほとんど問題がないのですが、そもそも親自体が悪いと思っていないケースが多く、何でこんなことを一緒にやらなければならないのかといった反応を示すケースもあって、こういう親たちをどうやったら変えていくことができるのか、常々悩んでしまいます。
- ◎ 幸いにしてと言うべきなのか、裁判所からの呼出しに対しては、ほぼ100パーセントの親が応じてくれています。ただ、御指摘にもありましたが、親自体がどの程度まで真剣になって考えてくれるのかといった点は、正直よく分からないのです。ただ、経験的に申し上げますと、比較的よく子どものことを考えてくれて、自身のことのように深刻に受け止めてくれるケースが多いように思います。
- 試験観察中の少年の親は、ほぼ100パーセントと言ってもいいくらい少年と一緒にやってくれます。余談ですが、老人ホームのボランティアなどは、少年の親が自分の親のことを思い浮かべ、年寄りを大切にしなければならぬと思いついたなどと感想を述べることもあり、思わぬ効果があったりもします。
- 老人ホームのボランティア体験の期間は、だいたいどの程度のものなの

でしょうか。

- トータルで2日間ほどです。受け入れ側の問題もありますし、長ければいいというものでもありませんので。
- 保護者にとってもいい経験になりますし、少年も、人の役に立って喜ばれるといった経験がない子が多いので、とってもいい体験になっていると思います。
- 最近の少年事件の動向はどういった感じなのでしょう。
- 金沢の場合ですが、平成17年度は、刑法犯1,361件、交通犯372件、特別法犯87件という数字になっています。もっとも、刑法犯と言っても、殺人等の重大事件はほとんど見当たらず、大半が窃盗犯という状況です。
- 事件の動向としては、増加傾向にあるのでしょうか。
- いいえ。少子化のせいかな、ここ数年は横ばいから減少傾向にあると言えるかと思います。
- 昭和40年代ころと比べ、最近では少年犯罪の質も変化してきているのではないですか。保護的措置を考えるに当たっても、犯罪の質に合わせて考えていく必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
- ◎ 家を燃やして親を殺す・・・というような少年事件が大々的に報道されますが、実感としては、こういうような事件はごくまれなケースであると思います。少年事件全体から言えば、凶悪化しているというような印象はありません。
- 私の印象というよりも、実態といってもよいと思うのですが、昭和40年代の方がよっぽどひどい事件が多かった。最近、マスコミの取り上げ方に問題があって、センセーショナルに扱いすぎる余り、少年犯罪が凶悪化しているといった印象を与えているように思います。
- 最近の世相と言うのでしょうか、子どもを見る大人たちの目が冷たい。こういう大人たちに対して、家庭裁判所として何を発信できるのか、どういった働き掛けができるのかをじっくり考える必要があるのではないのでしょうか。また、マスコミも、子どもたちがまたこういうことをやらかしたというのではなく、もっと応援するような目線での報道を行っていく必要

があると思っています。

- 私は、子どもの心のふるさとがどこにあるのかといったことを、子どもたちに自覚させる必要があると考えています。例えば、職場での父親の姿などを見せることによって、子どもたちの物の見方や考え方が少しずつ変わっていく、そういった取組を大人たちが真剣になって行っていく必要があると考えています。
- 報道に関わる者として、一言コメントいたします。報道のイメージで、少年事件が凶悪化しているような印象を与えている面があることは否定できないだろうと思いますが、そういったことから、マスコミ自体が自制し、歯止めを掛けていく必要があろうかと思っています。さらに、これは私が所属する報道機関の大きなスタンスの一つともなっていますが、少年のその後の更生を邪魔してはいけない、少年法を尊重するという観点から、実名報道は行わないこととしています。それからもう一言。未来を見据えて、家庭における子どもの教育の在り方を考えていかなければならない。例えば、子ども同士の関係も、1年生から6年生の縦の関係もありますので、このような関係を大人たちがどうやって手助けしていくべきかという立場から報道していかなければならないと考えています。
- 報道の影響も大きいとは思いますが、直接、少年に働き掛けていく、ズバッと核心に迫ることも大切ですね。
- 最近の少年事件は、本人に重大な事を行ったという認識がないことが多いのではないのでしょうか。表面的には悪質なのですが、内面的には、幼稚というか、自覚も意識も十分でない場合が多い感じがいたします。
- 少年事件においては、親自体が根深い問題を抱えていることが多く、このような親たちをサポートするために、民間の福祉機関と裁判所や警察などの機関がしっかりタイアップしていく必要があると考えています。裁判所がやるのかどうかは別にして、サポートしてくれる民間の団体をもっともっと開拓していくことができないのでしょうか。
- 経験的に言って、問題を起こす子どもの大半は、家庭に問題があることが多いと思います。両親が不仲であったり、離婚していたり、親の教育に対する考え方が間違っていたりと、家庭のモラルの低下にもいろいろなケ

ースがあると思いますが、それが原因となって子どもが家庭や家族から離れていってしまう。私は、20歳くらいまでは、家庭のモラルや家庭での教育が大切だと思います。それ以降は自分の責任だと言えるのですが。そして、こういったことを考えていくと、裁判所だけで少年の問題を考えようとするのは、とても不可能なことではないかと思うのです。

- いろいろ貴重な御意見をありがとうございました。本日、委員の皆様方から頂いた御意見や御提案については、今後の事件処理等に参考にさせていただきます、可能なことから実現に向けて努力してまいりたいと思いますので、これからもどうかよろしくお願いいたします。
- 最後に一言提案したいことがあるのですが。これまで委員会は年2回のペースで開催されてきました。委員の方々の御都合や事務局の準備のことを考えますと、致し方ないと思うのですが、例えば、もっとざっくばらんに意見交換するために、少々趣向を変えて、夕食懇談会という形での開催を考えてみてはいかがでしょうか。
- 御出席の皆様から特に異存もないようですので、後日、事務局の方から調整させていただき、次回委員会に引き続く形で、御提案のあった夕食懇談会の開催も考えてまいりたいと思います。

(5) 委員長閉会あいさつ

6 次回期日及びテーマ

(1) 期日

平成19年5月24日（木）午後2時

(2) テーマ

家庭裁判所に期待すること（仮題）